

ID: 168

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	高根沢町多目的運動広場の設置及び管理に関する条例 第10条		
例規番号	昭和58年条例第20号		
【基準】 第10条の規定による。 (使用料の減免) 第10条 町長は、公益上あるいは特別の理由がある認めるときは、使用料を減免することができる。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日